

第8節 外国金融機関等に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料19-1-11参照）

外国金融機関等に対する検査については、「平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画」において、「グループの一体的な実態把握や外国当局との緊密な連携を通じて、ルール遵守状況及びリスク管理状況の検証に重点を置いた効果的な検査を実施する。」としているところである。

13検査事務年度においては、このような方針に沿って、外国金融機関等に対する検査に順次取り組んできたところであり、14年5月31日までに、本庁において、銀行6行、信託銀行1行、保険持株会社1社、保険会社9社、証券会社6社、投信会社及び投資顧問会社5社に対して検査を実施し、このうち、銀行2行、保険会社3社、証券会社1社、投信会社1社に対して、検査結果を通知している。

検査においては、外国金融機関等の法令等遵守状況、リスク管理状況等について検証しており、検査結果を見ると、法令等遵守の状況及びリスク管理の状況等について、一部の金融機関に以下のような事例が認められた。（II 検査結果の概要 参照）

なお、検査においては、バーゼル銀行監督委員会の合意に従い、外国金融機関等の本店等を監督する母国監督当局等と密接に連携を図っているところである。特に、外国金融機関等の中には、世界各地に業務展開し、その組織、業務、レポーティングライン、内部管理体制が複雑なものが少なくないことから、母国監督当局だけではなく、我が国と同様の現地監督当局の立場にある他の海外監督当局との連携を強化してきている。

II 検査結果の概要

検査（12検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

1. 銀行・信託銀行に対する検査

（1）法令等遵守状況

- ① 銀行法や証券取引法等の規定に違反する行為が認められた。
- ② 顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある不適切な取引を実行した行為が認められた。
- ③ グループ証券会社等との間で、業務の混在など業態間の利益相反や顧客情報等の守秘義務などの観点からの対応に問題ある事例が認められた。
- ④ コンプライアンス・マニュアルが整備されていないほか、コンプライアンス・チェックが徹底されていないなど、法令等を遵守する体制が十分に整備されていないものが認められた。

(2) リスク管理状況

① 信用リスク

自己査定基準や償却・引当基準に従った管理が行われていないほか、チェック体制が構築されていないなど、不十分な信用リスク管理態勢となっているものが認められた。

② 市場関連リスク

取引限度枠や日中のポジションの管理が行われていないなどの問題点が認められた。

③ 流動性リスク

リスクのモニタリングやフロントへのけん制機能が不十分であるほか、流動性危機時への対応策が整備されていないなど、リスク管理が不十分なものとなっているものが認められた。

④ 事務リスク

各種事務取扱規程等が未整備であったことから、当局への報告書等の記載誤りや重要書類の管理が不十分なものが認められた。

⑤ システムリスク

ユーザーID、パスワード、データへのアクセス権の付与の承認手続・基準が明確に定められていない事例やセキュリティポリシーが策定されていないなどの問題点が認められた。

(3) 監査

フォローアップ態勢が不十分であることから、指摘事項に対する必要な改善が実施されていない事例等が認められた。

2. 証券会社に対する検査

(1) 法令等遵守状況

ア. 法令等遵守状況

在日支店の業務運営において外国証券業者に関する法律や諸規則に違反する事例が認められたほか、不備・不適切な事項も多数認められた。主な事例としては、次のとおりであった。

① 外国証券業者が、当局の承認を受けず、あるいは当局への届出を行わなければまま、兼業業務を行っていた。

② 顧客預り金を分別保管せず簿外としていた。

③ 合理的な計算根拠に基づかない恣意的な時価を記載した評価書を作成し、顧客に交付していた。

イ. 内部管理態勢

在日支店としての主体的な内部管理態勢が構築されておらず、内部けん制が有効に機能していないことに起因して、次のような問題点が認められた。

① 顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある取引を受託すること等について、その適切性の検討が不十分であるもの。

② 顧客情報等の管理が不十分であるもの。

(2) リスク管理状況

ア. リスク管理態勢

グローバルベースのリスク管理が行われていることから、在日支店独自のリスク管理のための組織の整備や人員の配置が行われておらず、リスク管理態勢が不十分であるものが認められた。

イ. 市場関連リスク

日々の時価評価レートのチェックをフロント部門のトレーダーが行っており、その適切性について検証が不十分であるものや、ディーリングにおいて、多額の損失が発生した際のリスク管理部門への報告体制が整備されていないものなど、市場関連リスク管理体制が不十分であるものが認められた。

ウ. システムリスク

システムのアクセス権限が不明確となっているものや、人事異動におけるアクセス権限の抹消が行われていないものなど、システムリスク管理体制が不十分であるものが認められた。

(3) 監査等

在日支店としての監査体制が構築されておらず、内部監査が不十分となっているものや、本店等による業務実態の把握・管理が不十分であるものが認められた。

III 行政処分に繋がった検査

1. シティバンク・エヌ・エイ在日支店に対する検査及び処分等について

(1) 検査実施状況

シティバンク・エヌ・エイ在日支店に対しては、平成13年1月31日、金融庁による立入検査を開始し、13年7月9日に検査結果を通知した。

(2) 検査結果概要

銀行法第12条及び証券取引法第65条第1項の規定に違反する有価証券売買の媒介が行われたほか、顧客の意図的な決算調整に利用されるおそれのある不適切な取引を組成・実行していたこと等、法務・コンプライアンス態勢等に問題があった。

(参考) 行政処分

検査結果を踏まえ、行政手続法の規定に基づく弁明の機会の付与の手続きを経た上で、13年8月9日に、13年8月10日から同年8月16日までの間、一部部門の業務の停止等の行政処分を命じた。

2. ゴールドマン・サックス証券東京支店に対する検査及び処分等について

(1) 検査実施状況

ゴールドマン・サックス証券東京支店に対して、平成13年8月27日、金融庁による立入検査を開始し、13年12月19日に検査結果を通知した。

(2) 検査結果概要

ゴールドマン・サックス証券東京支店において、クレジット・デリバティブ取引等の兼業業務の承認等に係る違反行為、顧客分別金の管理不備及び顧客に対する不適切な時価情報の提供等、法令遵守態勢等に問題が認められた。

(参考) 行政処分

検査局の検査結果のほか、証券取引等監視委員会の勧告を踏まえ、外国証券業者に関する法律等の規定に基づく聴聞等の手続を経た上で、13年12月21日に、13年12月25日から14年1月4日までの間、クレジット・デリバティブ取引を始めとした無承認・無届のまま行われていた業務（13年12月21日以前の既往の契約の履行に伴う取引を除く）の停止等の行政処分を命じた。